

令和6年度 事業計画

《公益事業》

1. 優秀な建築技術者を選別し、県民が確認、選択する機会を提供する事業（公1）

(1) 建築士試験の実施（優秀な建築技術者の選別）

【実務内容】

建築士試験の実施

- ① 試験の会場の手配
- ② 試験の準備
- ③ 試験監督
- ④ 試験の実施
- ⑤ 合格の発表（ホームページにリンク掲載）

(2) 一級建築士登録及び建築士名簿の閲覧

県民に建築士の情報を与えることを目的として、県内の登録申請者及び閲覧申請者への利便性や円滑な実施を図るため、県内の一級建築士登録窓口の設置及び無料で名簿の閲覧を行う。

【実務内容】

- ① 一級建築士免許申請の広報及び準備
登録等事務に係わる広報物、申請者用手引き、登録申請諸用紙の配布、配信
申請者からの問い合わせ対応
- ② 一級建築士免許登録申請の受付
申請書類の受付及び本人確認等窓口審査
申請書類の確認、実務経験要件の審査及び決裁、受付名簿の作成
申請書類の日本建築士連合会への送付（月2回）
- ③ 一級建築士免許証明書の交付
免許通知はがきの申請者本人への発送
免許証明書の本人への交付

【閲覧方法】

建築行政情報センター(ICBA)のデータベースにアクセスする専用端末を利用する。

(3) 二級・木造建築士登録及び建築士名簿の閲覧

県民に建築士の情報を与えることを目的として、県内の登録申請者及び閲覧申請者への利便性や円滑な実施を図るため、県内の二級・木造建築士登録窓口の設置及び無料で名簿の閲覧を行う。

【実務内容】

- ① 二級・木造建築士免許申請の広報及び準備
登録等事務に係わる広報物、申請者用手引き、登録申請諸用紙の配布、配信
申請者からの問い合わせ対応
- ② 二級・木造建築士免許登録申請の受付
申請書類の受付及び本人確認等窓口審査
申請書類の確認、実務経験要件の審査及び決裁、受付名簿の作成
免許証明書(カード)作成資料の日本建築士連合会への送付（月1回）
- ③ 二級・木造建築士名簿の作成、修正及び閲覧に供する業務
- ④ 二級・木造建築士免許証明書の交付
免許通知はがきの申請者本人への発送、免許証明書の本人への交付

【閲覧方法】

建築行政情報センター(ICBA)のデータベースにアクセスする専用端末を利用する。

(4) 専攻建築士制度業務

専攻建築士制度は、八つの専門分野について、建築士の申請により、一定の知識及び技術を持つ者の

みを認定し、認定された建築士を建築士会のホームページにて県民向けに広く公開する。

【実務内容】

①専攻建築士制度の普及、宣伝

5年以上の実務経歴のある建築士に、県民に必要とする分野の建築士の選択を可能となるこの制度を知ってもらうため、ホームページ等で登録者を募集する。

②専攻建築士登録申請書の審査

(公社)日本建築士会連合会が定めた、専攻建築士審査基準に基づき、申請者が当該専門分野の一定の知識があるか否か、申請書類を確認し、日本建築士会連合会の認定評議会に諮る。

③専攻建築士の登録

日本建築士会連合会で認定された専攻建築士の情報を専攻建築士検索システムに登録し、登録された建築士に登録証、カード、バッジを交付する。

④専攻建築士の情報公開

県民に対し、専攻建築士の情報を専攻建築士検索システム(登録簿)で公開する。

(5)建築士継続能力開発(CPD)制度業務

継続能力開発に努めている建築士の実績を確認し、その情報を県民に提供できる方法として、建築士継続能力開発制度(CPD)を運営する。

【実務内容】

①CPD制度の普及、宣伝

②CPD制度に参加する建築士の登録

③CPD単位が取得できる研修等の認定

④CPD制度に参加している建築士のCPD取得単位データの登録

⑤データ登録内容の証明

⑥CPD制度に登録された建築士の情報公開

2. 建築技術に関する研修講習会等を実施する事業（公2）

(1)一級・二級・木造建築士定期講習の実務

建築士事務所に所属する一級・二級・木造建築士が3年毎に受講が義務づけられている建築士定期講習を実施する。

【実務内容】

①講習会企画

②会場の確保

③講師依頼

④受講者の募集(チラシ、ホームページに掲載)

⑤申込受付

⑥講習会の開催(講義はオンライン動画の事前視聴が可能、修了考査は講習会場のみ)

⑦修了考査の監督

(2)建築セミナー、技術者育成事業

著名な建築家を招いて講演会(セミナー)を開催するとともに、沖縄県の建築行政・住宅行政についての講習を行うことにより、建築士や建築を学ぶ学生等の知識及び技能の維持向上に貢献する。

【実務内容】

①セミナー企画

②会場の確保

③講師依頼

④受講者の募集(チラシ、ホームページ等で募る)

⑤申込受付

⑥セミナー、講演会の開催(オンライン動画の配信も含む)

⑦報告書の作成(技術者育成事業)

(3)地震被災建築物の応急危険度判定体制整備業務

地震被災建築物の応急危険度判定を行う建築技術者(応急危険度判定士)を養成することを目的として、建築士法第22条2項の規定に基づき、講習会や判定士による応急危険度判定模擬訓練を実施する。

【実務内容】

- ①講習会・模擬訓練の企画
- ②会場の確保
- ③講師依頼
- ④受講者の募集(チラシ、ホームページ等で募る)
- ⑤申込受付
- ⑥講習会・模擬訓練の開催
- ⑦報告書の作成

(4)国際交流事業

建築士相互の理解及び友好増進、相互技術の交流と情報資料の交換を目的に韓国済州道建築士会との交流事業を行う。

(5)既存住宅状況調査技術者講習の実施

【事業内容】

改正宅地建物取引業法(平成30年4月施行)に係る既存住宅状況調査技術者を養成するための講習と既存住宅状況調査技術者資格者の更新講習を実施する。

【実務内容】

- ①講習会の企画
- ②会場の確保
- ③講師依頼
- ④受講者の募集(チラシ、ホームページ等で募る)
- ⑤申込受付
- ⑥講習会の開催(オンライン受講含む)

(6)建築設計競技

【事業内容】

建築設計技術者の技術の向上を目的とした建築設計競技(沖縄建築賞・沖縄県アンダー40 設計競技等)の実施または、実施支援を行う。

(7)ヘリテージマネージャーステップアップ講座・講習会・研修会等の実施

【事業内容】

令和元年度から実施してきたヘリテージマネージャー(歴史的建造物の保全活用に係る専門家)の養成講習会(第一期～第四期)の修了者等を対象としたスキルアップのための研修会、講習会、講演会等も行う。

【実務内容】

- ①講習会の企画
- ②会場の確保
- ③講師依頼
- ④受講者の募集(チラシ、ホームページ等で募る)
- ⑤申込受付
- ⑥講習会の開催(オンライン動画の配信も含む)

(8)改正建築物省エネ法説明会及び住宅省エネルギー技術講習会等の実施

【事業内容】

住宅・建築物の事業に携わる方々を対象に、改正建築物省エネ法の内容とポイント、省エネ基準と省エネ計

算方法等についての説明し、加えて、住宅省エネルギー技術の講習等を行う。

【実務内容】

- ①講習会の企画
- ②会場の確保
- ③講師依頼
- ④受講者の募集(チラシ、ホームページ等で募る)
- ⑤申込受付
- ⑥説明会・講習会の開催(オンライン動画の配信も含む)
- ⑦受講修了証の発行

3. 地域貢献活動事業(公3)

(1)地域貢献活動

【事業内容】

建築士会の本部及び各支部における「建築士の日」建築無料相談会やチャリティーコンサート、小学生を対象とした折紙建築教室、構造クラフト教室や工業高校、専門学校建築系学科生徒に対する進路講話等地域実践・貢献活動を行う。

全国の建築士会会員が集い地域貢献活動やまちづくり、建築防災等について研修する「全国大会」や九州・沖縄の地域実践活動の発表の場である「九州ブロック建築士研究集会」等に参加する。

(2)地域貢献活動を支援する事業

【事業内容】

地域で社会貢献活動を実施している団体等の中に建築士が参画し、建築士としてその職能を生かした事業がなされている事業に財政的支援を行う。

《収益事業》

4. 建築書籍等の販売事業(収1)

(1)建築書籍等の販売事業

建築士の業務、建築技術等に関し、建築士の社会的責任を果たすために必要な書籍等の販売を行う。

5. 沖縄建築会館管理運営事業(収2)

(1)沖縄建築会館の賃貸事務所、貸会議室の運営

《共益・その他事業》

6. 会員の福利、相互理解と親善を増進する事業(他1)

(1)会員相互の福利厚生増進に関する事業(ゴルフ大会、ボウリング大会、ビーチパーティ等の開催)

(2)会員情報誌の発行(士会ニュース、沖縄建築等)

(3)各委員会や各支部が実施する事業